

兵庫県公報

令和6年9月20日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（地域福祉課）	2
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課）	3
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（同）	5
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	6

公布された法令のあらまし

◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

生活保護法の一部改正により、生活保護受給世帯の子どもの高等学校等卒業後の生活基盤の確立を支援する進学準備給付金の支給対象者に被保護者であって安定した職業に確実に就くと見込まれる者等が追加され、当該給付金の名称が進学・就職準備給付金に変更されたこと等を踏まえ、個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例に定める個人番号を利用することができる事務のうち、同法の適用対象とならない生活に困窮する外国人に対する当該給付金の支給に関する事務の対象に当該者等を追加する等所要の整備を行うこととした。

◎建築基準条例の一部を改正する条例（条例第35号）

建築基準法の一部改正により、特定の範囲で行う増築等において、既存の建築物に対する制限の緩和の範囲が拡充されたことを踏まえ、所要の整備を行うこととした。

◎使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第36号）

建築基準法の一部改正により、国、都道府県等が建築物を建築する場合等においても民間の指定確認検査機関が審査、検査等ができる旨の規定が追加されることに伴い、使用料及び手数料徴収条例で引用している国、都道府県等の建築物に対する手続を定める規定について、その引用条文を改めることとする。

◎警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

勤務の特殊性並びに国及び他の都道府県警察における特殊勤務手当の支給の状況に鑑み、警察職員が危険を伴う救助作業に従事したときに支給する特殊勤務手当から災害現場において行う作業に従事したときの手当を分離しその額の上限を定めるとともに、警察用船舶の運航作業に従事したときの特殊勤務手当の額の上限を引き上げる等、所要の整備を行うこととした。

条 例

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第34号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の款(4)の項及び別表第2の1の款(3)の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第35号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第27条の8第3項中「より」の右に「第7条、第8条、」を加え、「第14条第1項第1号」を「第14条第1項」に、「第20条第1項」を「若しくは第3項、第17条の3、第18条、第20条」に改め、「おいては」の右に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第7条から第10条まで、第12条、第14条第1項第2号、第17条第3項、第17条の4から第18条まで、第20条第2項又は第24条の2」を「第3条、第9条、第10条、第12条、第15条、第17条の2、第17条の4、第17条の5又は第24条から第25条まで」に、「とき」を「場合」に改め、「おいては」の右に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 第3条、第15条、第17条の2、第24条又は第25条に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分
- (2) 第9条、第10条、第12条、第17条の4、第17条の5又は第24条の2に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 次のア又はイのいずれかに該当する部分
 - ア 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該床又は壁により分離された部分
 - イ 建築物の2以上の部分の構造が国土交通大臣が定める構造方法を用いるものである場合における当該部分

第27条の8第2項を同条第4項とし、同条第1項中「第1号」を「第1号イ及び次項」に、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第27条の11において「増築等」という。）」を「増築等」に改め、「する場合においては」の右に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 増築及び改築については、次のア又はイのいずれか（当該建築物の主たる用途に供する部分に係る増築にあつては、ア）に該当する増築又は改築に係る部分
 - ア 増築又は改築に係る部分が、火熱遮断壁等で区画されるものであって、第15条、第17条の2、第24条又は第25条に規定する基準に適合するものであること。
 - イ 工事の着手が法第3条第2項の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が50平方メートルを超えないものであること。

第27条の8第1項第2号中「これらの修繕又は模様替の全て」を「当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

法第3条第2項の規定により第3条又は第27条の2の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第27条の11において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項（法第3条第3項第3号及び第4号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築及び改築については、次のア又はイのいずれか（第27条の2に規定する基準に適合しない建築物にあっては、イ）に該当する増築又は改築に係る部分

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等（政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）で区画されるものであって、第3条に規定する基準に適合するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積（政令第137条の2の2第1項第2号に規定する対象床面積をいう。以下同じ。）の合計が法第3条第2項の規定により第3条又は第27条の2の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

2 法第3条第2項の規定により第9条、第10条、第12条、第17条の4、第17条の5又は第24条の2の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築等をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築及び改築については、次のア又はイのいずれか（居室の部分に係る増築にあっては、ア）に該当する増築又は改築に係る部分

ア 次の(ア)及び(イ)に該当するものであること。

(ア) 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築の後において、それぞれ次の

a 又は b のいずれかに該当する部分となるものであること。

a 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該床又は壁により分離された部分

b 建築物の2以上の部分の構造が政令第117条第2項第2号に規定する国土交通大臣が定める構造方法（以下「国土交通大臣が定める構造方法」という。）を用いるものである場合における当該部分

(イ) 増築又は改築に係る部分が、第9条、第10条、第12条、第17条の4、第17条の5又は第24条の2に規定する基準に適合するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が法第3条第2項の規定により第9条、第10条、第12条、第17条の4、第17条の5又は第24条の2の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

第27条の9第2項前段中「前条第2項」を「前条第4項（第9条、第10条、第12条又は第24条に係る部分に限る。）及び第5項（第7条又は第8条に係る部分に限る。）」に、「又は第12条」を「、第12条又は第24条」に改め、同項後段中「前条第2項」を「前条第4項及び第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第36号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の21の部(3)の2の款中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同部(4)の款中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「同条第16項」を「同条第20項」に改め、同部(5)の款及び(6)の款中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同部(7)の款中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「同条第16項」を「同条第20項」に改め、同部(8)の款から(10)の款までの規定中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同部(11)の款中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。



警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第37号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「250円」を「330円」に改め、同項第11号中「250円」を「300円」に改め、同項第12号中「280円」を「370円」に改め、同項第14号中「含む。」の右に「(次号に掲げる作業を除く。)」を加え、「840円（著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては、840円を840円に加算した額）」を「450円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4)の2 災害応急等作業 1日につき1,080円（日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては540円を1,080円に加算した額、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては1,080円を1,080円に加算した額）

第2条第1項第15号中「1日」を「1体」に改め、同条第2項中「前項第14号、第15号」を「前項第14号から第15号まで」に改める。

附則第5項中「第2条第1項第14号」を「第2条第1項第14号の2」に改め、「危険を伴う救助作業（そのための訓練を含む。）」とあるのは「危険を伴う救助作業」と、を削り、「840円」を「1,080円」に、「1,680円」を「2,160円」に改める。

附則第6項中「同号中「」の右に「1体につき」を、「とあるのは、「」の右に「1日につき」を加える。

附則第9項中「第2条第1項第14号」を「第2条第1項第14号の2」に改める。

附則第12項中「250円」を「300円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第1項（第14号の2に係る部分に限る。）の規定（以下「改正後の規定」という。）は、令和6年1月1日から適用する。
(特殊勤務手当の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第1項（第14号に係る部分に限る。）の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。